

第4回北海道洋上風力推進連携会議  
有望な区域選定に係る市町村向け説明会  
議事録

日時：令和5年（2023年）6月14日（水） 10：00～11：30

場所：ACU-A 大研修室1606（札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 16階）

オンライン併用開催

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 横山風力担当課長】

定刻になりました。ただ今から「第4回北海道洋上風力推進連絡会議」、併せて開催いたします「有望な区域選定に係る市町村向け説明会」を開催いたします。

本会議は、会場開催に加えZOOMでの傍聴がございますので、2点ほど注意事項を申し上げます。

1点目でございます。リモートで視聴されている皆様におかれましては、ハウリング防止と通信状況維持のため、マイク・カメラをオフにさせていただきますようお願いいたします。

2点目でございます。この会議は「北海道行政基本条例」及び「北海道情報公開条例」により、公開とさせていただきます。また、「北海道文書管理規程施行通達」に基づき会議記録を作成いたしますので、会議を録音・録画することについてご承知願います。

本日、私どもの後ろに報道席を設けて、報道の方も入っていただいておりますので、併せてお知らせします。

それでは開会にあたりまして、北海道経済部ゼロカーボン推進局風力担当局長の西岡よりご挨拶申し上げます。

【北海道経済部 ゼロカーボン推進局 西岡風力担当局長】

皆様おはようございます。道庁の西岡でございます。北海道洋上風力推進連携会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

本日はご多忙の折、ご出席を賜り誠にありがとうございます。皆様におかれましては、日頃より道の環境・エネルギー施策の推進にご協力とご理解を賜りまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。

日本各地で洋上風力発電導入に向けた官民の取組が活性化しているところでございますが、道内ではご承知のとおり、先月、国における再エネ海域利用法に基づく区域の整理におきまして、北海道の石狩市沖、岩宇・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖、松前沖の5区域を、有望な区域と整理する旨公表されたところでございます。漁業者など、地域の皆様のご意見に配慮しながら、地域と共生する発電事業の実現に向けて取り組むことはもとより、道内港の基地港湾としての活用や半導体産業・データセンターといった再エネを利用する産業の集積にも弾みになるものと受けとめております。

本日は、北海道開発局様より基地港湾の指定について、資源エネルギー庁様より再エネ海域利用法における有望区域への整理後の今後のプロセスについてご説明いただくほか、北海道における今後の取組みについて説明させていただきます。

道といたしましては、地域の理解促進や機運醸成を図るとともに、国・地域の意向も踏まえながら、本道における促進区域の指定を目指し、様々な課題の解決に向けて取り組んでいく考えで

ございます。

本日ご出席の皆様には、洋上風力推進に向け、忌憚ないご意見をいただきますようお願いいたします。簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 横山風力担当課長】

ありがとうございます。この会議の出席者につきましては、お手元に配付の出席者リストをご確認いただきたいと思います。

次に、事務局からの報告事項でございます。「北海道洋上風力推進連携会議の設置要領の改正」についてですが、6月1日付けの機構改正と構成員の追加に伴いまして、この会議の設置要領を改正しております。皆様のお手元に配付しております資料は6月1日より施行しておりますのでご報告をさせていただきます。

それでは議事に入らせていただきます。

まず、洋上風力発電における基地港湾の概要・現況について、国土交通省北海道開発局港湾航空部港湾計画課の大山港湾計画管理官様よりご説明をいただきます。

【北海道開発局 港湾計画課 大山港湾計画管理官】

北海道開発局港湾計画課の大山でございます。よろしくお願いいたします。洋上風力における基地港湾の概況・概要についてご説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。洋上風力の導入促進に向けた環境整備ということで、法律関係の改正がなされているところです。2016年7月に改正港湾法ができ、港湾区域内の洋上風力の促進が図られているところです。北海道内では石狩湾新港の港湾区域内で、まさしくこの洋上風力の設置・組立が始まっているところで、港湾法に基づいて洋上風力の導入が図られているものです。

その後（2019年4月）、再エネ海域利用法ということで、港湾区域外の一般海域において、こうした洋上風力の利用促進が図られる環境が整ってきているというところでございます。

その後（2020年2月）、また港湾法が改正されまして、いわゆる設置・組立に係る港湾の制度の創設ということで、港湾法を改正して、現在、各地で基地港湾の設置がなされているという状況になっています。

資料2ページをご覧ください。洋上風力発電の型式についてです。現在、道内・全国各地でも着床式の洋上風力が進められているところでして、石狩湾新港では着床式・ジャケット型の洋上風力の設置がなされているところです。水深50m以内の浅い所については、着床式で済むということで、今後しばらくは着床式の洋上風力が進んで行くと思っておりますけれども、今後、更なる導入促進が図られていく場合、浮体式の整備促進が出てくると思っております、そうしたところも取組が進められているところです。

資料3ページをご覧ください。「2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方に関する検討会」で、昨年度から検討が進められているところです。現在、石狩湾新港で8MW級の洋上風力が入ってきていますが、今後、10MW、15MWというのも現実的に見えてきており、更なる大型化ということで20MWなど、風車の大型化も見据えられているところです。

資料4ページをご覧ください。タービンメーカーでは、現在、各主要部材として建設開始予定

となっているものがあり、2023年現在、既に10MW、11MWといったところは商業化されてきているところ。今後、2025年以降にかけて、おそらく15MW級の洋上風力の開発・実用化が見据えられてきているところですので、我々としても、こうした風車の大型化に対応した港湾のあり方、どういった整理をしていくかを検討していかなければいけないと思っていますところ。

資料5ページをご覧ください。風力発電の設置に伴い、かなり大型の基礎設置船を用意しなければいけないです。現在、第4世代2,500トン積のSEP船が建造されていまして、清水建設が国内で唯一建造したところ。資料右下に記載がありますが、2023年4月から室蘭港を母港に建設しているところ。現在、石狩湾新港の洋上風力の設置・組立てのために、室蘭港に停留して船舶の艀装などを整えてから石狩湾新港に入り、設置・組立てをする工程になっています。

こうしたSEP船の大型化も進んできているところですので、いわゆる作業船の基地についてもしっかり検討して、どういう利用がなされるかを考えていかなければならないと思っていますところ。

資料6ページをご覧ください。こちらが、令和2年2月から施行された基地港湾制度の概要です。基地港湾として国土交通大臣が指定して、複数の洋上風力発電の事業者に対して直接貸付をするという制度になっています。基本的には洋上風力のための埠頭ということで、30年間の貸付を以て、設置・組立からメンテナンス、最後の撤去も含めてこの基地港湾で一体的に行うという整理の下、こういった基地港湾の活用・整備が図られるというものです。

今後、この基地港湾制度に基づいて、北海道内の港湾においても制度を使いながら、上手く活用できるか検討していかなければいけないと思っています。

資料7ページをご覧ください。現在、5港が基地港湾として指定されているところ。能代、秋田、鹿島、北九州はかなり早い段階で基地港湾に指定され、特に秋田県は、かなり洋上風力が進んでいるところ。

本年4月28日、新潟港が新たに基地港湾として指定されまして、この後詳しく説明させていただきたいと思っています。

資料8ページをご覧ください。令和4年4月から5月にかけて、基地港湾の指定の意向調査を港湾管理者に対して調査したところ。北海道内におきましては、稚内、留萌、石狩湾新港、室蘭の4つの港湾から基地港湾としての意向があると回答を得ているところ。まず我々としても港湾管理者の理解、また地域の方々の理解を得ながら、こういった形でできるかを考えていかなければならないと思っていますところ。まずはこの道内4つの港湾でこういったことができるかをしっかり検討していきたいと思っていますところ。

資料9ページをご覧ください。基地港湾の関係ですけれども、促進区域に指定されてから大まかにこのようなスケジュールで成り立っていると考えています。促進区域に指定され、事業者が選定され、その後に環境アセスメント等対応し、大体9年目位から基地港湾として利用が開始されるという目処が示されているところ。

そのため、基地港湾の整備にあたりまして、基地港湾に指定されてから、概ね5年程度で、しっかりとこうした大型風車が設置・組立てできる港湾を整備させていただき、その後、基地港湾を利用できるというスケジュール感で進めていくものと考えているところ。

資料10ページをご覧ください。後ほどエネ庁からも詳しい説明があると思いますが、令和5年5月に北海道5区域が有望な区域に位置付けられているところ。今後、促進区域指定に向けて各地域の方々の声を聞きながら、色々な協議会が動いていくと思いますので、そういう

動きも捉えながら、我々も今後、検討していきたいと思っています。

資料 11 ページをご覧ください。今年、指定された新潟港の概要について、少し詳細に説明させていただきます。新潟港東港区は、公共開発の拠点として、苫小牧港のような掘りこみ型の港湾の整備が進んできているところです。このためコンテナターミナルも多分に立地して、こうした地域で今、物流や港の活用が図られているところでございます。

資料 12 ページをご覧ください。新潟県では港湾計画を変更しており、洋上風力の基地港湾として位置付けしているところです。新潟港沖合には村上市の洋上風力促進区域ありますけれども、こちらが令和 4 年 9 月に促進区域に指定されていまして、港湾計画は令和 4 年 11 月に一部変更しているところです。

そのため、促進区域の指定になった後に、港湾計画を変えて事業を実施していくという流れになっているところです。港湾計画としては、海洋再生可能エネルギー発電設備等の拠点及び維持管理の拠点を形成する区域ということで、こうした区域が所謂、貸付対象になる区域ということも位置付けて、今後どういう整理していくかを検討していくという点を港湾計画上で明示する必要があり、我々としてもこうした港湾計画の変更に向けて、どのような取組ができるかを北海道内で考えていかなければならないと思っています。

資料 13 ページをご覧ください。こちらは港湾計画の変更内容で、この計画変更に合わせて色々変更されているところです。我々としても、しっかり物流機能の確保をしながら、こうした洋上風力の拠点の整備をしていかないかと思っていまして、元々あったクルーズ船での利用、貨物の利用を別の地区に移して、こうした洋上風力の拠点としての埠頭を確保していくという検討もしていかなければいけないと思っていまして、新潟の場合、別の場所で公共埠頭計画を新たに位置付けて、その代わりに現在使われている岸壁を洋上風力の拠点として指定するという改定をしたところです。

北海道内の石狩湾新港や室蘭港などにおきましても、指定に向けた物流機能の確保をどうしていくか、全体の港湾の利用のあり方を踏まえながら検討していかなければいけないと思っているところです。

資料 14 ページをご覧ください。こちらが新潟港で基地港湾の整備をする際の新規採択時評価の資料になっています。この新規採択時評価は、今年の 3 月になされ、その手続きを以て今年度から整備が始まるというものです。岸壁水深 12m の地耐力強化ということで、かなり重い物でも扱える埠頭として整備して、その前面も掘るという形になってございます。

そのため、令和 4 年 9 月に促進区域に指定され、令和 4 年 11 月に港湾計画を変更し、令和 5 年 3 月に事業化に向けた手続きを進め、令和 5 年度から事業が始まっているという流れで新潟港の場合は進んでいるところです。

これがおそらく基地港湾を整備するにあたって最短のスケジュールになるかと思っていまして、我々としても、こうした先行事例を踏まえながら、北海道の港湾でもこのようなスケジュール感が最短で起きてくるというふうに思っていまして、しっかりと準備を進めていきたいと思っています。

資料 15 ページをご覧ください。これが基地港湾として整備された場合の利用のされ方のイメージになると思っています。一般の埠頭の岸壁に部材を輸入して、背後に広い用地を確保して、部材を並べて保管する。地耐力を強化した岸壁のところでタワー等を組み立てて、SEP 船に積み込んで現地に向かって行くというような流れで基地港湾の利用がなされるかと思っているところでして、

このような利用が、北海道内の港湾でもしっかりできるのかという点を詰めていかないと、基地港湾の整備が進んでいかないと考えていますので、ここはしっかり検討していきたいと考えています。

資料 16 ページをご覧ください。これは基地港湾の規模と配置のイメージでして、いわゆる岸壁の前面の所にタワーを設置して、組み立てていくというところですので、岸壁の際の部分の地耐力を強化しなければいけないと考えています。

15MW 級であれば 35 トン/㎡ぐらいの地耐力を有していないと、やはり厳しいと考えています。普通の港湾であれば 2 トンぐらいの地耐力になっていますので、かなり強固な岸壁を整備しないと、こうした洋上風力の設置・組立てに耐えられないというところがあり、ここの整備が必要になってくると考えています。

その他に背後の埠頭用地もかなり広い面積必要でして、これは前に 27.5~32.0 ヘクタールとなっていますが、一度に全ての機材を入れて組立てする場合はこれ位の面積が必要になると想定しています。但し、他の隣接岸壁等を利用して、順次資材を入れて組立てしていくという形になれば、もう少し狭い面積でも対応できると思っていまして、その辺りの利用のされ方も事業側の意見を聞きながら、しっかり検討していかなければいけないと考えています。

資料 17 ページをご覧ください。基地港湾の適合の基準ということで、概ねこのような基準がもうけられているところです。面積・地盤の強化、再エネ導入量の現況と将来の見通しが促進区域等の関係です。基地港湾の場合、複数の事業者がこの港湾を利用して設置・組立てをしていくという点が重要とされているところでして、新潟県村上市沖・胎内沖の場合は、促進区域に指定され、実際の事業化も明確になっているというところですが、もう一つの富山県東部沖は、一定の準備段階に進んでいる区域ですけれども、この 2 区域で新潟港を利用する目処があるということで、今回、新潟港の基地港湾整備に向けて手続が続いて、事業着手になったというところで考えています。

そのため、北海道内におきましても 5 区域が有望な区域に整理されているところですが、有望区域の中で、2 区域以上において基地港湾を使うことがしっかり整理されれば、我々としても、こうした動きに間に合わせるような整備を検討していかなければいけないと考えているところです。

資料 18 ページをご覧ください。現在、国土交通省港湾局において、港の利用のされ方として、その施工手順に沿った色々な港の利用のされ方があるのではないかと、それぞれに求められる機能を整理して検討していこうという取組が始まっているところです。

洋上風力に関しては、設置前にしっかりと調査をするため、いろんな海底地盤調査であるとか風況調査など、また、こうした調査船の利用で港が使われるところもございますし、また他の地域において、洋上風力の部材を生産する拠点としての港の利用のされ方。後は、施工から維持管理・撤去に関しては、いわゆる基地港湾としての利用のされ方や、むしろ維持管理の場合は、しっかり人が乗り込んで、現場を見に行けるような規模の港ということも必要になってくるというふうになっています。

資料 19 ページをご覧ください。現在、国土交通省港湾局において、こうした基地港湾機能の基本的な考え方が整理されていまして、作業船の拠点、資機材の生産等、こうしたところが産業集積港という形で、機能していくのではないかと考えています。こうした港においては、地耐力を強化するとかではなくて、一般的な物流機能として確保していくという観点で、こうしたことも

検討が必要になると思っています、しっかり検討していきたいと思っています。

また、基地港湾に関しては、先ほど説明したように、設置・組立てのため、色々な埠頭の強化もしていかなければいけないので、埠頭のある港の方で、どういう検討ができるか我々としても考えていかなければいけないと思っています。

O&Mに関しては、やはり洋上風力設置のサイトに近い港の利用が考えられると思っています、ここの前はあまり水深の必要はないのではないかと考えています。北海道内の岩内、江差、せたな等の地方港湾において、こういう活用があり得ると思っています、そうした点も港湾管理者と連携しながらしっかり検討していきたいと思っています。私からの説明は以上です。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 横山風力担当課長】

大山様ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、会場でご出席の皆様から何かご質問ございますか。せっかくの機会ですので、リモート参加の皆様も何かご質問あれば、挙手ボタンやチャット機能で連絡いただきたいのですがいかがでしょう。

【北海道経済連合会 産業振興グループ 岩橋部長】

北海道経済連合会の岩橋です。基地港湾のご説明ありがとうございます。

現状、この基地港湾を北海道で進めるにあたっての課題というのはどういうものがあるのか簡単に教えていただければと思います。

【北海道開発局 港湾計画課 大山港湾計画管理官】

現況の課題ということで、今、有望な区域に指定されている地域が日本海側の5区域になっていまして、おそらくそこから一番近い港というのが、水深もあるなと考えているのは石狩湾新港と思っています。石狩湾新港の場合、比較的新しい港であることと、かなり物流機能が入っていて、港湾利用のあり方、利用が過密化しているところです。

それに加え、用地の確保、いわゆる港湾岸壁の埠頭用地の確保、なかなか広い面積を確保できない可能性がある点が我々としては課題になると考えています。

【北海道経済連合会 産業振興グループ 岩橋部長】

ありがとうございます。そういうところが、これから色々な検討がなされると思いますが、実際、基地港湾が設置されることによって、道内の経済効果がどうなのか。道内の新たな雇用を創出するものなのか、それともまた新たな事業が生まれるものなのかとか、そういったところは、どのような考えがあるのか教えていただけますか。

【北海道開発局 港湾計画課 大山港湾計画管理官】

秋田港や能代港の場合もそうですけれども、洋上風力の設置事業者が入ってくるのはもちろんのことですが、やはりO&Mの関係。メンテナンス関係で、その地域でかなりの雇用が発生するものと思っています。

また、こうした洋上風力の基地港湾ができれば、複数の事業者が、その港に入ってきて整備促

進が進んでいくということで、かなりそうした人材育成等の課題について各事業者が言っているところもあります。そうした人材育成の機能であるとか、整備促進に向けて色々な方々が、部品の提供も含めて現地でやる可能性もありますので、そういったところも雇用が生まれてくる可能性は我々としてもあるなと思っているところです。

【北海道経済連合会 産業振興グループ 岩橋部長】

ありがとうございます。人材育成という点では、他地域でも色々進んでいる部分もあると思いますが、やはり新しい技術というか、日本で元々製造しているものでなかったりするでしょうか、育成にあたっては、国なり道が主体的にというか、主導して行われるものなのか、それとも、そこは民間に任せるといふ形なのか、その辺りを今の状態ではどうお考えでしょうか。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 横山風力担当課長】

基地港湾から離れて人材育成の話になりましたので、道庁からお答えしてもよろしいですか。

【北海道経済連合会 産業振興グループ 岩橋部長】

はい。よろしく申し上げます。

【北海道経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課 横山風力担当課長】

人材の育成については、我々も昨年から情報収集を進めているところでして、資源エネルギー庁もそのために予算を組んで、各地で人材育成に取り組むセンター設置等も進めているところです。国・道が連携して対応することになるかと思いますが、民間に任せるといふようなご発言もございましたけれども、国や道、それから知見を持っている民間の事業者の皆様と連携して、互いに持っているリソースを出し合っ、できるだけ皆様が使いやすいような人材育成の機能というのを目指していくべきと考えて進めているところです。

【北海道経済連合会 産業振興グループ 岩橋部長】

はい、ありがとうございます。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 横山風力担当課長】

他にご質問ありますか。なければ、議題1の基地港湾の概要・現況については、この程度としたいと思います。なお大山様におかれましては、用務の都合によりここで退席となります。どうもありがとうございます。

それでは続きまして「再エネ海域利用法における今後のプロセスについて」ということで、経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 風力政策室の小林寛様からご説明をいただきます。小林様におかれましてはオンラインからのご説明となります。よろしく申し上げます。

【資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室 小林室長補佐】

資源エネルギー庁風力政策室の小林と申します。私の方からは再エネ海域利用法の今後のプロセスについて、ご説明させていただきます。

まず、プロセスの全体の話になります。先ほどお話も出ましたけども、5月12日に北海道5区域を有望な区域に整理をしております。この有望区域に整理されてからの大きな内容としては、再エネ海域利用法に基づく協議会というものを設置しまして、そこで地元の関係者の方々、国、道、関係市町村、そして漁業関係者、そういった地元の方々と洋上風力発電事業を実施するにあたって、どういった点に留意が必要か、あるいは地域といかに共生していく取組をするのか、そのような議論を協議会の中でやっていくこととなります。

協議会の中での議論を通して、関係者の方々と促進区域を指定することの同意が得られた場合に、初めて国の方で促進区域の指定を行うということになります。区域指定の後、事業者の公募を実施して、事業者の選定がされた後、国交省・経産省のそれぞれから必要な許認可を行った上で、環境アセスメント、建設工事をやって、運転開始に至るという流れになっております。

そういう意味では、有望区域に整理されたことが一つ重要なステップになったところでして、むしろこれから、協議会における議論がある意味本番でございますので、そういう内容を今後やっていくということになります。そのため今日は、その協議会でやる議論内容のイメージをお話させていただければと思います。

協議会の内容に入る前にまず、再エネ海域利用法の目標・基本原則というものを定めていますけれども、特に改めて申し上げておきたいのが、資料に書いてある2番目のところです。「海洋の多様な利用等との調和」とありますけども、漁業等と共存共栄した海洋再生可能エネルギー発電事業を実現する。特に漁業の方々といかにして発電事業が共存共栄できるのかということはこの基本方針に加えています。我々として、この基本方針は建前ということではなくて、実際にこれをどういう形で実施をしていくのか、というその絵姿を踏まえて地元の方々と議論をした上で、促進区域を指定していくということを実施しています。

促進区域の指定基準として、再エネ海域利用法第8条に具体的に6項目を書いておりますけれども、その中の第5号に「漁業への支障」ということで、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることとあります。こちらですね、支障ということ、影響とは基本的にイコールではないと思っております、影響そのものは大なり小なり何かあるのだろうというふうに考えていますけれども、それを支障と判断するかどうかということになります。

すなわち、洋上風力発電施設ができたことによって、漁業そのものは同じままというよりは、何らかの変わってくる部分が出てくるということかもしれないのですけれども、それと合わせて地域・漁業といったことと共生していく取組を実施していくにあたって、支障を出さないという判断ができるかどうか、この協議会の議論の要点ということになって参ります。

それを踏まえて、協議会で議論する内容の部分になりますが、これまでの協議会の中で様々な議論していますけども、議論した中、資料下の方にありますけども、主な議論としては「地域・漁業との共存共栄の実施」、「漁業影響調査」、「発電設備の設置・運営に係る留意点」、「環境配慮」など。主にこうした事項を最終的に「協議会意見取りまとめ」という文書として整理をしています。

これまでの協議会でも、最終的に協議会として取りまとめした文書はホームページで公開しておりますし、この内容について、法律に基づいて、協議の結果ということは協議会構成員、これは、事業者選定後は選定事業者も協議会構成員に含まれることになるので、その選定された事業者も含めて、協議結果を尊重しなければならないという法律による尊重義務があります。その中に、実際この地域や漁業をいかにして振興していくのかという将来像についても記載をしていま

して、その将来像の実現について、選定事業者は地元と一緒に進めていくというような形になります。

この将来像という話は最初から盛り込まれていたものではなくて、我々としていろんな地域で議論していく中で、こうした将来像という体系化した目標を各地域・拠点毎に作るのが良いのではないかということで、長崎県西海市江島沖から始めたものになります。

今ちょうど公募を実施しているところですね、そこから議論していたという経緯がございます。その将来像の一例として新潟県村上市・胎内市沖の内容を示させていただいておりますけれども、一例と捉えていただければと思います。

地域という観点では、特に環境というものを地域の方々に意識してもらうこと。それによって、この地域の誇りといいますか、シビックプライドという表現を使わせてもらいましたけども、そうしたものを、いわゆる洋上風力が非常に特徴的なアイコンとして使われることで、シビックプライドを醸成していくというような形を一つ目指していくところを掲げています。

そうした洋上風力発電事業に取り組んでいくことで、産業振興や雇用確保、魅力ある観光スポットを生むといった経済的な観点に加えて、持続可能なまちづくりや、特に地域の漁業を持続させていくという、そういう話を目指していく大きな方針を掲げていくというものです。

資料下に地域振興策、漁業振興策ということで記載がされておりますけれども、その中で具体的にこういう取組をやりたいということを、書き下した形で入れることが推奨されています。

将来像自体は、既に記載をしたものはありますけれども、こう書かなければいけないという決まりがあるわけではありません。具体的にどういう地域、漁業を目指しているのか、そうした地域の方々の問題意識や目指していきたい考え方というものを踏まえて、将来像の記載の仕方やこういったものを目指していきたいのかという姿自体、北海道といっても5区域それぞれで中身が変わってくる部分もあろうかと思えます。そうした地域毎の将来像をつくることによって、地域の方々も、事業者の方に一緒に取組んでもらうことだけれども単にお願いするだけでなく地域としてどうしたいか、どういう将来を描きたいかということを発信することで、地元の意識・考え方に共感する事業者が選ばれるよう、提案をしてもらえるようにするために、将来像を協議会の中で議論しているということになります。これが本当に最近重要なプロセスになっております。

この内容はすぐに固まらないことも多いです。実際に地域で議論をして、ああではない、こうではないと議論した上で固まっていくということもございますので、議論に時間はかかりますが、ちゃんと議論した上で、固めていくということが大事なのだと常に考えている次第でございます。

もう1点、協議会の中で議論している内容として漁業影響調査の考え方というものがあります。実際、洋上風力に関する漁業影響の話として、海外で研究結果等あるのですが、それはそれとしてやはりこの地域ではどうなのかということ。影響ある・なしというのは、この瞬間・期間で事前に決められるものではなく、実際に事業を実施していく中で、影響の部分を判断・検証していく必要があるということになりまして、ではそういった漁業影響調査等をどうやっていくのかという考え方を、予め協議会の中で整理をしています。

具体的な調査内容は、選定事業者が決まった段階でその事業者の事業計画に基づいて、どのような調査をやるのかという話になりますけれども、基本的な考え方ですね。地域の漁業の特性とかそういった内容を踏まえて、どのような調査が必要かなど、調査を実施する上で考慮すべき事項はないのか、ということも漁業影響調査の考え方という形で整理をしています。

資料下の方に記載しているものは大枠だけ抽出したのになりますけれども、対象とする魚種や調査時期の話だったり、その影響を計るための評価指標として何を設定するかと言う点だったり、その調査方法をどういう形で実施をするのかという点について議論をしていくということになります。

漁業影響調査と将来像の2点。地域毎に内容が変わってくるものがございますので、そういったものも、地域の実情を踏まえて作成をしていくことになります。この2点が特に各地域、協議会で議論していく大きな内容になって参りますので、そこについて、これから協議会を設置していくのと並行して、実際にどういう内容にしていくか、やっていくべきかということも協議会本体だけでなく、関係者の方々とも議論をしていきながら必要な会議を重ねていくということになろうかと思えます。

協議会で取りまとめられて、合意がされた場合になりますけれども、その後に促進区域指定をした後、どういう形で事業者公募をするのかということがこちらの資料になります。

促進区域指定をした上で、公募にあたっては公募占用指針いわゆる公募要領を国の方でまず作成することになります。その中に評価基準を定めませんが、供給価格上限額というものを調達価格等算定委員会に意見を聞いた上で、公募占用指針を作成いたします。公募占用指針を作成して、指針を国として公開したタイミングから公募開始ということになります。公募を開始して、それから事業者の方々が公募に向けた必要な公募占用計画を作成いただくということになります。促進区域指定から公募の開始まで、最短2ヶ月という記載になってはいますが、実際は中身の作成もそうですし、パブリックコメントを事前にかけてやっていることもあるので、早くても3ヶ月間ないしはそれ以上かかる可能性もありうるということになります。

その上で、公募期間を基本半年間おいておきまして、半年経った公募締切後に公募占用計画の審査・評価ということで、大体公募開始から1年近くは事業者選定に時間を要するということになります。そういった形で、まず協議会で必要な取りまとめをして、促進区域指定になってから、公募を実施して事業者選定するまで、一定程度時間が空くということになります。この間、実際にいろんな中身の評価作業で非常に緻密な内容が出てくるところを審査して参りますので、実際かなり時間がギリギリの中でやっていくということになりますけれども、こういった時間軸で動いていくところをご認識いただければ幸いです。

最後になりますけれども、協議会そのものとは別ですけれども、併せて動いている話として、現在北海道の方で、JOGMECの調査が動いております。これは岩宇・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖の3区域になりますけれども、JOGMECが今年度から調査を実施しております。

調査期間は概ね2ヵ年度ということを考えておりますので、今年度から来年度にかけて、調査を実施していくという形になります。こちらについてこの調査そのものと協議会の議論そのものは紐づいたものではありませんけれども、調査は実際始めるとそれなり結構時間かかります。ということもあり協議会議論をしている間に必要な情報をJOGMECの方で取得をして、実際に公募が始まった際には、国の方から必要な情報として提供していくという形になって参ります。こういった話も並行して動いているということをご参考までにご認識いただければ幸いです。

まずは概要になりますけれども、目下、これから起きていくその協議会とか、その後の公募について申し上げさせていただきました。具体的には、これから関係者の方々と議論して協議会を立ち上げていくということになりますけれども、非常に時間がかかるプロセスでありますし、また必要な議論については時間をかけてでもやっていくということになります。

我々として、いつまでにとということではなくて、ちゃんと地元の方々と必要な議論をして、お互いに納得といいますか、ちゃんと進めていくべき姿が見えて、初めて区域指定を行って、事業を実施していくという形になります。

我々としては必要な議論については、いつまでということのを設けず、ちゃんと時間をかけて実施をしていきたいと考えております。この協議会についても、そのようにご認識いただければと考えています。私からは以上でございます。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 横山風力担当課長】

ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問等はございますか。

【北海道機船漁業協同組合連合会 原口常務理事】

発言の機会をいただきありがとうございます。北海道機船漁業協同組合連合会の原口と申します。我々漁業者はカーボンニュートラルについて関心が高く、天然資源にアクセスしていることから、今の海洋環境で操業や漁場の使い方も大きな問題を抱えています。その意味においても温暖化については非常に関心を強く持っております。

プロセスについて、支障と影響ということで説明いただきましたが、資源に対してアクセスしている人たちが、当該協議会の構成員ばかりではないということをもまずは皆様に認識して欲しいと思っています。

この5地域が指定されましたが、我々は沖合で操業している漁業になりますが、スケトウダラという重要資源の再生産のための産卵地になっています。

我々の今の漁獲量は15,000トンなのですが、おそらく行く行くは20,000~30,000トンに総漁獲量が上がっていくと想定しております。ということは、我々の経済効果100円/kgとしたときに20億の水揚げがある。もちろんスケトウダラだけが全ての漁獲量ではないのですが、20億の水揚げが陸上水産加工産業の付加価値により歩留まりを考えた場合でも製品価格は4倍になる。そうすると80億。年間80億の経済を北海道にもたらしている。更にこれが全て北海道で消費された時には、例えば外食チェーンの仕入れ価は3割なので3倍になる。一般消費では小売店の仕入れ価格は5割なのでその倍になる。それだけの経済効果を上げる重要資源であることを理解していただきたいということがあります。

欧米の先進地でも事情が違ふと話があったと思いますが、例えば、米国の事例では、コンパイルを打つときの衝撃音で魚が死んでしまったということがありますし、例えばスケトウダラは音で産卵行動を起こす。それでお互いを確認して産卵行動を起こしたりする訳です。

その点において、これからのプロセスの問題について、繰り返しになりますが、決して洋上風力発電に反対といっているわけではありませんが、共存共栄のためには、是非とも協議会には、漁業分野の科学的知見を持った専門家に入っていただきたい。既に専門家にコンタクトを取っていただいていると聞いておりますが、是非とも漁業分野の専門家・専門的な知識を持った方に入っていただき、丁寧に進めていただきたいと思っています。

我々漁業者は資源管理に高い興味・関心があって、長い間、漁業分野の科学者と交流を重ねて何十年に渡って資源管理を行ってきた。その点についてもご理解していただいて、お願いとさせていただきます。よろしく申し上げます。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 横山風力担当課長】

ありがとうございます。小林補佐から今の意見についてコメントはありますか。

【資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室 小林室長補佐】

ご意見ありがとうございます。お話いただいた点は、他の地域でも完全に同じかどうかは別として、漁業に関するご懸念点は色々といただいております。我々も先ほどお話ししたとおり、漁業との共存・共栄が足りないというわけではないという話もありますので、実際に、この瞬間に影響がないということを証明できるものではないと思う中で、先ほどお話しいただいた漁業の関係の専門家にも協議会に入っていたいただいて開催しています。先ほど漁業影響調査について紹介させていただいておりますが、これも国から一方的に「この内容でやります」と言っているわけではなく、他の県・地域の場合、県の水産試験場等の方々の知見をいただき、専門家に入っていた上で作成しています。

当然、地域の魚種・漁業によって変わる部分もあるので、基本的な考え方やフレーム、こういうことがありますという点はお話させていただきつつも、どういう形でやるか、そもそも既存で言われている知見、海外の話を含めてどうなのか、先ほどご紹介いただいた事例もありますし、これまでの協議会を行った中でも、海外で言われている事例を専門家の方に協議会で説明していただくということもさせていただいております。

我々も、まずプロセスとして漁業の部分に懸念があること自体は理解してまして、それをどういう形で払拭していくか。払拭という言い方が正しいかは分かりませんが、どういう形で、漁業への影響について向き合っ対応していくのかは、ぜひ一緒に考えて行きたいと思っています。

我々の方から一方的に、こうすれば良いと言えるものではないと理解しておりますし、そこは議論が必要な内容と思っています。実際に時間がかかるとも思っています。その点で、漁業への影響を見た上で地域振興・漁業振興を踏まえて、どういう形であれば進められるのかを一緒に考えて行きたいと考えています。

地域の問題意識をよくお示しいただくことが大事だと思いますし、スケトウダラの話はいただきましたが、もしかすると他の魚種という議論も出てくるかもしれないと思います。区域毎に問題が変わってくるのであれば、区域毎に内容を変えて対応することも出てくると思います。

色々とお申し上げしましたが、その点についても丁寧に議論していきたいですし、水産関係の方々には、我々もこれまで協議会にこれまでもお願いして入っていたいただいているという経緯もありますので、そういった方々を入れた形で議論を進めていきたいと思っております。

【北海道経済部 ゼロカーボン推進局 西岡風力担当局長】

ありがとうございます。道庁もまさに今、エネ庁からご指摘いただいたところや機船組合からいただいた懸念を共有しておりますので、しっかり踏まえて対応させていただきたいと思っております。

【北海道機船漁業協同組合連合会 原口常務理事】

ぜひよろしく願いいたします。

1つ失念していましたが、皆様に分かっていただけるように、道南地域の産卵地の資源利用者、例えばスケトウダラは稚内まで及びますので、その点についても丁寧なプロセスで進めていただ

きたいと思います。よろしく申し上げます。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 横山風力担当課長】

ありがとうございます。その他にご質問はございますか。

【北海道漁業協同組合連合会 上村部長】

北海道ぎょれん環境部の上村と申します。よろしくお願いたします。

意見というか質問ですけれども、経産省から漁業影響調査という言葉が出ましたが、北海道の漁業者・漁協の方々でまだ完全に理解していない方もいらっしゃるの、この漁業影響調査にかかる費用、誰が主体でやるかというのは、あくまでも入札後、公募が終わった後に事業者がお金を出してやる。国がその際にいろいろ指示等もするでしょうけれども、そういう解釈でよろしいですか。

【資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室 小林室長補佐】

はい。漁業影響調査の話ですけれども、協議会の中で最初に取りまとめを整理する際に、一応整理として基金の議論があります。漁業影響調査とは別に基金の話があって、それとは別という整理を今はしています。

環境アセスメントのような環境影響調査の話は、事業者が必要な費用を自社で用意して、事業の実施の前提として、環境影響調査をやる話がありますけれども、この漁業影響調査についても基本的には同様の考え方をしています。

基金でやる議論とは別に、事業者の方で漁業影響調査を設計して実施する。但し、調査にあたってどれくらい・どういう調査が必要なのかということの詳細は選定事業者が決めていくにあたって、大体基本的な考え方が見えてこない事業実施する上での必要な費用、想定が付かないということもある。それも、漁業影響でどういう考え方・どういうものやってくるのかという大枠の考え方を協議会の段階で議論しているという背景があります。

そのため、ご質問いただいた調査費用は、事業者が負担するということ自体はそのとおりになりますけれども、その前提となる考え方自体は協議会の中で議論した上で、公募に臨むという考えになります。

【北海道漁業協同組合連合会 上村部長】

基金の出えん金とは別の枠でやるという解釈ですね。

【資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室 小林室長補佐】

はい。そういう認識です。

【北海道漁業協同組合連合会 上村部長】

わかりました。もう一つ。各地で開かれている協議会で、よく漁業関係者から公募の際の点数配分（漁業・地域への貢献度）が相当低かったということで、色々な意見を見てきたのですが、第1ラウンド終了後、一部ルール改定されました。迅速性や知事の意見書など、はっきり言うとあまり影響がないようなルール改定だったと思うのですが、これは、各地域・先行地域の協

議会の漁業者意見の中で、要は自分たちが信用できない・誰か分からないような企業に落されたくないという地元の気持ちに対する配慮としまして、国は何かルール変更しようというものがあるのか、もう決まったもので変更はしないという考えか聞かせてください。

【資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室 小林室長補佐】

まず前提として一つ申し上げたいのは地域に対して配慮していないということではないです。その上で、ルール改定と言いますか、評価基準改定の際に地域のことについて全くやっていないというわけではないです。

一つは地域の評価基準の部分がございます。評価基準については、各都道府県知事が評価基準を策定して、かつそれに基づいて都道府県知事からご意見いただくという形にして運用面を変更しています。この点、公募占用指針にも入れております。つまり、評価をするまでの基準の考え方は自分達で作成が可能です。それをどう作るかというのが重要な観点だと思います。

その前提として、先ほど協議会の話でも、将来像の取りまとめの話をしました。取りまとめの内容をそもそも備えていないものは失格になります。取りまとめた考え方を満たしてないと判断がされるような内容であれば失格という基準にしているので、どのような事業者が来てもこの内容はちゃんと実施されるということを整理する。信頼できる・できないという話を事業者側に単に求めるだけでなく、地域としてどういう形の地域の将来像を描いていて、どういう提案をしてくるのか見極める必要がある。それを評価基準のという観点もそうですし、その前提となる将来像をちゃんと作っていくということが大事と思っています。

今、第2ラウンドまで進んでいるものは、そういう考え方で実施をしておりますけれども、その評価基準もそうですし、そうした前提となる将来像をきちんと作成をして、それに即した内容の提案かどうかを判別していけるような形の評価基準、地域の意見、将来像を作っていくということがむしろ大事だと思っております。

そういう意味ではこの将来像をいかにちゃんと作るのかが大事になってきます。なので、先ほど時間をかけたいと申し上げたのは、そういった点。地域の意思・考え方とちゃんと汲み取ってもらっている事業者なのかどうかを見極める意味でも、将来像などの内容整理がある。そういうことを考えた上でも大事だと考えています。ですので、我々としては、そうした点を作り込んで、その上で公募に臨むことが大事と考えています。

【北海道漁業協同組合連合会 上村部長】

ありがとうございます。最後に北海道5地域が有望区域になりましたが、第1ラウンドの区域は出来レースといったら失礼ですけど、2、3回やって終わった。今、第2ラウンドが決まっていく中で、青森みたいに協議会すら開けないような区域もある中で、北海道の足並みが揃っているのかいないのか、私も把握できない部分もあります。国として有望な区域になった後に、何年以内に公募をかけなければならないという指針・指標みたいな考え方はあるのか。

【資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室 小林室長補佐】

先ほど申し上げた通り、いつまでということは考えてないというのが前提です。必要な議論は必要な分だけ時間がかかってもやるというのがお話ししたとおりなので、その点については、いつまでというのはないです。

実際に、地元の方々と議論をした中で、進められる見通しがついて初めて進めるということになりますので、資源エネルギー庁がいつまでに、この地域はこうすると決めている訳ではないということになります。

【北海道漁業協同組合連合会 上村部長】

ということは地元の納得が得られる、得られないにより、5年、10年かかるということも考えられるというか。

【資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室 小林室長補佐】

あり得ると思いますし、地域の方々の合意が前提というのがこの議論の出発点になります。

【北海道漁業協同組合連合会 上村部長】

はい。わかりました。ありがとうございます。

【資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室 小林室長補佐】

先ほどの「出来レース」と言葉がありました。国ではその様に進めてはいません。何か秋田の関係で懸念があるということでしょうか。

【北海道漁業協同組合連合会 上村部長】

秋田というわけではないです。それを含めてのことになります。私も協議会に実際参加した訳ではないですが、協議会の議事録等々を全部読んだ感じでは、何故こんなに質問等々が何もなくシャンシャンと終わってしまうのかという風に強く感じたものですから。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 横山風力担当課長】

北海道庁です。よろしいですか。上村部長のお言葉は少しキツかったのですが、どうなのかなと思う部分も率直にはあるのですけれども。実は今朝、銚子の方で協議会の取りまとめを受けて、漁業振興策を進めている漁業共生センターの渋谷さんという方が見えられ、話をしたのですけれども、銚子や秋田の事情というのが、再エネ海域利用法ができる前から既に地元で様々な協議が進んでいるというか、準備が行われていたと。そういう事情があって、最近の有望区域の例よりは、若干短い期間で地元の合意が形成された面がある。私も率直に「早かったですね」という風に話を聞いたのですけれども、それは決して、何かシナリオがあったとか、何か決め事があったというよりは、法律ができる前から既に地域で様々な準備が進んでいた。

上村部長もご承知のとおり、事業者の選定というのは、いくらそこで色々な事業者が入って来ても、最終的には入札で、一つの事業者が一つの海域でしか事業ができない仕組みになっていますので、そこで何か地域と事業者が決め事をしたからといって、その事業者が選ばれるわけではありませんし、そういった過去からの経緯とか、国の仕組みってというのはご理解いただければありがたいなと思うところがございます。

もう1点は、私共も、先ほど小林補佐からご説明いただいた気持ちと全く同じでございます。いつまでに促進区域に上げるのかとか、そういうことを拙速に進めるのではなくて、先ほど原口常務理事からご説明あった回遊魚の挙動についての知見を皆様でしっかり解析したり、どうした

らいいのかっていうのも相談したりということも含めて、漁業の話もメインですし、漁業を含めたその地域の振興策みたいなのところも、国等と連携して地元に入って行って、地元の方と一緒に考えてやっていきたいと思っております。ですので、そういった過去の経緯の事情ですとか、これからの進め方については、道庁からのお願いになるのですけれども、ご理解いただけたらありがたいなと思っております。

もし今までの経緯で、道庁からの説明が足りなかった部分があれば、今改めて、この場を借りしてお詫び申し上げますし、足りない部分はどんどん私どもにぶつけていただければ、しっかり説明します。その説明内容は資源エネルギー庁さんと調整して、しっかり説明していきたいと思っておりますので、そうした進め方について、ぜひともご理解をいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

【北海道漁業協同組合連合会 上村部長】

適切なフォローありがとうございます。出来レースという言葉は、私の個人的な主観で言った言葉でした。これに関しては訂正というか謝りたいと思っております。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 横山風力担当課長】

小林補佐、よろしいですか。私の説明で間違っているところがあれば、訂正いただきたいです。

【資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室 小林室長補佐】

はい、大丈夫です。秋田・千葉の場合、横山課長からお話いただいたとおり、再エネ海域利用法の前から議論をしている経緯があったので、地元の議論が早かったというのがあります。それはそれとして、実際には公募の後にも色々のご意見をいただくこともあった。後は法定協議会以外の場で色々とお話をさせていただいていることがあります。その場で色々な方と話をさせていただくこともあり、結果として、協議会の場ではやりとりがそんなに多くあった訳じゃないというのがあります。

そのため、そういう点で秋田・千葉の雰囲気と、これから案件が進んでいくところの雰囲気が若干違うというのは、過去の経緯というか背景の違いが若干ありはします。けれども、それが北海道の議論ではどうなのかという点では、北海道は北海道で、協議会の中もそうですし協議会以外の場で個別に話を聞きたいという部分があれば、またそこはご説明させていただきたいということもある。

進め方については、これまでの過去の協議会の話は一つの参考にはなるかもしれないですが、あくまで北海道内の進め方というのは、個別に北海道庁と相談させていただきながら進めさせていただきたいと考えます。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 横山風力担当課長】

ありがとうございます。引き続きご相談させていただきたいと思っております。もちろん国とも、それから漁業関係団体ともご相談しながら進めたいと思っておりますので、今日ご出席の皆様を含めてよろしくお願いいたします。

ちょっと時間が押しております。まだご会場での質問・ご意見あるかと思うのですが、リモートの方もご質問が市町村からあろうかと思っておりますが、もし、今の資源エネルギー庁さんの

ご説明の中で、ご質問等ございましたら、私どもの方に寄せていただければ私どもの方で、資源エネルギー庁さんをご相談しながら対応したいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では最後に、北海道庁から本年度の洋上風力関連の取り組みについて、ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課課長補佐の田島よりご説明申し上げます。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 田島課長補佐】

北海道経済部ゼロカーボン産業課の田島です。今年度の道の取組について説明させていただきます。先ほどからお話されておりますけれども、本年5月12日に、道内5区域が有望な区域に整理され、道庁としても、現在、協議会に向けての諸々の準備を進めているところです。

今年度の洋上風力関連の取組として、まず洋上風力発電導入加速化推進事業について、説明します。この事業につきましては、従前から継続の事業としてやっているものです。事業の目的、概要のようですが、再エネ海域利用法に基づく洋上風力の導入に向けて、地域の合意形成など、環境整備に資する取組や機運醸成のためのセミナー、課題解決に向けた研究会の開催を行うものです。

具体的な事業内容については、資料右側に事業イメージを記載させていただいております。1点目、地域の合意形成など環境整備に資する取組として、住民の皆様を対象とした洋上風力発電の説明会ですとか、漁業者の方々を対象とした漁業振興と洋上風力に関する勉強会、意見交換会などを開催します。対象地域は、洋上風力の案件形成を目指している地域となります。

2点目、機運醸成を目的として、全道規模のセミナー開催や国内外の事例等を紹介する冊子を作成します。なお本会議で、昨年度この事業で作成したパンフレットを資料として付けていますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、3番の課題解決のための研究会開催。こちらについては、洋上風力の案件形成を目指している地域の皆様から、例えば、系統確保とか、漁業との共生とか、具体的な地域のニーズをお聞きした上で研究会を開催して、課題の解決に向けて取り組んでいくものとしております。

資料の説明については以上となりますが、こうした地域の合意形成の取組に加えて、洋上風力発電は、関連産業の裾野が広く、工事やメンテナンスなど幅広い分野における人材が必要となるといったところがございます。このため、道としては関連産業の振興や人材育成についても図っていくこととしているところです。これまで道では、洋上風力関連のサプライチェーン、それから人材育成に関して、先進地域や関連・関係する事業者様へのヒアリングを行った他、昨年度の加速化事業の中で道内事業者様の参入促進に向けた全道セミナーを開催したところです。

こうしたサプライチェーンや人材育成の取り組みにつきましては、関係団体の皆様等の連携が非常に重要と考えていまして、本日ご出席いただいておりますけれども、道経連の皆様、関係団体の皆様と議論をさせていただいているところでして、引き続き、連携して取り組ませていただければと思っています。関連産業の振興と人材育成に関する道の本年度事業について、今週の金曜日に第2回定例議会の補正予算に関する知事の記者会見で発表がありまして、詳細については、その後、皆様にお知らせいたしたいと思っております。

道としては、今後とも、市町村の皆様、漁業関係の皆様をはじめ、地域の皆様、それから関係団体の皆様と連携して、洋上風力関係の取組を引き続き進めて参りたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 横山風力担当課長】

ただいまの説明で何かご質問等ございますか。

今の田島の説明にもありましたけれども、これから洋上風力発電の取組を進める中で、人材育成や関連産業の参入促進の取組も併せて進めていかなければならないという課題意識を私どもとしては持っております。本日、経済団体から道経連様にご出席いただいておりますけれども、今後とも連携について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【北海道経済連合会 産業振興グループ 岩橋部長】

経済的な効果と一緒に生み出していければというのは、道経連としても目指しているところですので、よろしくお願ひいたします。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 横山風力担当課長】

ありがとうございます。最後に、次第にその他というのを用意しておりましたけれども、皆様から率直な意見をたくさんいただいたところで少し時間を押している状況となっております。何かあれば事務局の方でお引き取りして皆様と共有したいと思ひますが、ご発言等ございますか。また、リモート参加の方から改めて何か質問等どうしてもこの場でといったところもございますか。

無いようでございますので、時間の関係により途中で議事を切ること、どうぞご容赦ください。それではこれをもって、本日の会議を終了したいと思ひます。

これから、洋上風力発電導入を進めていく中で、本日、ぎょれん様、機船連様から漁業への配慮についてご意見を賜ったところでございます。そうした課題の解決を詰めていきまして、今後、有望区域となった5区域で地域での議論をして進めて参りたいと思ひます。

引き続き、関係の皆様、それから本日リモートで参加の市町村の皆様のご協力をお願ひしたいと思ひます。それではこれで会議を終了します。本日はありがとうございます。

以 上